

# 令和2年 第9回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和2年9月25日(金)					
開催場所				坂戸市役所 201 会議室					
開会時刻・宣告者		午後 1 時56分		会長		石川 猛			
閉会時刻・宣告者		午後 3 時59分		会長		石川 猛			
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 12名		欠席委員 7名			
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要		
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	欠席		
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃		
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	出席		
	4	石川 猛	〃		15	清水 定人	欠席		
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃		
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃		
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃		
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃		
	9	小島 保	〃		〃				
	10	松永 貴夫	〃						
	11	斉藤 喜作	〃						

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会長 委員の皆様ご苦労様です。  
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。  
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第9回農業委員会  
を開会いたします。

会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。  
それでは会議を開きます。

議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。

直ちに議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。  
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、6番武藤委員、7番黒川委員を指名します。

議長 日程第2 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し  
議題とします。

1から3番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、妻と子の3人で三芳町のアパートに住んでいますが、子供が生まれ、家財道具が増え手狭になったため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、三芳町にある実家との行き来が容易であること、本田技研工場の系列会社の栃木県の職場まで2時間かけ通勤していますが、申請地は圏央道のICが近く圏央道を利用し1時間で通勤できるため通勤時間の短縮となること、申請地が埼玉県のはぼ中央に位置するため県内の各事業所に転勤となる場合でも通勤しやすいこと、妻の友人が川越市下小坂に住んでいること、3台分の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の譲受人は、妻と子と母の4人で川越市の公営住宅に住んでいますが、子供が生まれ、家財道具が増え2世帯分の家財道具が収納できなくなったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、二世帯住宅を建築しかつ3台分の駐車スペースが確保できる敷地面積があること、友人が紺屋に住んでおり行き来が容易であること、幼稚園や学校が近くにあること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、妻と子4人の6人で鶴ヶ島市のアパートに住んでいますが、6人家族が生活するには手狭なため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、塚越の職場に近く車通勤が可能であること、保育園及び小学校が近くにあること、2台分の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区より補足説明をお願いします。  
(担当委員挙手)

1、2番 三芳野地区 中里委員 3番 勝呂地区 小島委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 1、2番案件は、元筆を2つに分筆したもので、母親と娘の共有です。長年、母親が野菜を栽培していましたが、88歳と高齢で今は施設に入所しています。息子が近くに住んでいますが病気のため農地を管理することが難しいため、申請地を処分するに至ったものです。建築計画によるとの生活排水は側溝放流となっておりますので、農地転用による周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席9番 3番案件の譲受人は、川越市内の会社に勤めており、今までと変わらず車通勤が可能であることから申請地を選定しました。申請地の隣接地についても転用許可を得ていることから、申請地についても小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。  
(質疑なし)

議長 それでは次に、4、5番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

4番案件の譲受人は、指定管理者として坂戸市の14ヶ所の学童保育の運営を行っている特定非営利活動法人です。現在運営している学童保育所「あおぞらクラブ」については、老朽化及び入居希望者の増加等のため、移転を計画しておりました。既存の施設は受入れ対象の三芳野小学校から1.7km、上谷小学校から1.3kmで放課後小学生が通うには遠いことから、いずれの学校とも既存の施設より近くなる三芳野児童センター敷地内に併設し建築することとなりました。しかし、三芳野児童センター敷地内に「あおぞらクラブ」の支援員及び利用者用の駐車場を確保することができないため、申請地を駐車場として整備するものです。

申請地の選定理由は、学童保育所に隣接しているため使い勝手が良いことです。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準では、申請地は 10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第 1 種農地に該当すると考えますが、申請の目的が、第 1 種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第 35 条第 5 号に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、駐車場設置の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、砂利敷による地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5 番案件の譲受人は、建築・土木工事の設計・施行、建築資材の販売等を行っている法人です。現在、事務所敷地の一部を資材置場として利用していますが、近年仕事の受注が増え資材置場が不足しているため、新たな資材置場を整備する計画をしたものです。

申請地の選定理由は、事務所から行き来が容易であることです。事務所周辺でも候補地を探しましたが適地が見つかりませんでした。申請地は、車で 10 分程で行き来ができるため資材置場として整備するものです。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第 2 種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、工事は自社施工で行い、申請地の資材置場設置の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、砂利敷による地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区より補足説明をお願いします。  
(担当委員挙手)

4 番 三芳野地区 栗原推進委員 5 番 入西地区 根本委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席 14 番 4 番案件は、「あおぞらクラブ」を移転し、三芳野児童センターに併設させるための工事を 12 月末工期として行っており、2 月 1 日オープンを予定しておりますが、「あおぞらクラブ」の併設に伴い、当該施設の支援員及び利用者用の駐車場が不足するため隣接地に駐車場を整備するための申請です。

なお、全面道路幅員は、現在 4 m に未満ですが、2、3 年後には 6 m となる予定です。計画では雨水は、地下浸透となっているうえ、全面道路も拡幅される予定であり、周辺農地の営農に支障を及ぼすことはないと考えられるため、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 8 番 5 番案件は、石井地区で建築、土木業を営む法人が、資材置場の不足を補うため申請地を資材置場として転用するものです。雨水排水は、砂利敷きによる地下浸透となっているため、周辺農地の営農に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありました。

が、申請地は、周囲を道路で囲まれているうえに、周辺には住宅が建ち並んでおり、建築資材等が山積みされ崩れた場合には、通行に支障をきたすとともに管理上の安全面においても懸念されることから、事業者に対して安全対策について十分配慮するよう指導をお願いしたい。

事務局 申請の内容は、187 m<sup>2</sup>の敷地に、工事看板 30 枚、単管パープ 100 本、足場板 200 枚を置き、周囲を単管パイプによる柵を設置するものです。計画内容的には安全上特に問題はないと考えられますが、将来的な懸念も考えられるため、県に対する意見書に安全対策に十分は配慮されたい旨の意見を記載したいと考えております。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議席 6 番 安全対策として塀の設置を許可の条件とすることはできるのか。また、意見書の提出はいつの段階となるのか。

事務局 意見書は、申請書を農林振興センターに進達する際に農業委員会の意見として提出することになります。申請の内容が許可の条件を満たしている限り、パイプ柵に代わり塀の設置を許可条件とすることはできないが、施行業者に安全対策に十分配慮するよう申し入れを行うことは可能です。

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。  
議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。  
よって、議案第 37 号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第 3 議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）についてを上程し、議題といたします。  
事務局より説明してください。

事務局 令和 2 年 9 月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。今月の申出は、一般分、新規 2 件、3 筆、面積 1,959 m<sup>2</sup>です。10 月 1 日設定後の利用集積面積は、2,705,735.15 m<sup>2</sup>となります。  
次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。  
  
(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。  
議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。  
よって、議案第 38 号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第 4 議案第 39 号 坂戸市農地利利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の全部改正についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 坂戸市農地利用最適化推進委員の任期が令和3年3月31日であり、現在改選の手続きを進めているところですが、これに際し推進委員の委嘱に関する事務手続きを規定する「坂戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」を精査したところ内容に不備等があったため、全部改正を行うものです。

(資料により改正内容について説明するとともに指摘のあった箇所の訂正を行った。)

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第39号 農用地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の全部改正については、原案について指摘のあった部分を訂正することを条件に、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第39号は、原案について指摘のあった部分を訂正することを条件に決定いたします。

議長 日程第5 報告第13号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

(報告事項を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 続きまして、日程第6 報告第14号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画について事務局より説明してください。

事務局 事業計画について説明いたします。

(事業計画書説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 続きまして、次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について説明します。

(資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議席3番 農地パトロール結果の提出が10月になるが、その旨の記載がないが。

事務局 来月の総会は全員の出席を予定しているため、開催通知に農地パトロール資料の提出について追加記載させていただく。

議 長 以上で、令和2年第9回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。  
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年9月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員